

2025 年 1 月

令和 6 年 1 2 月 2 8 日からの大雪に伴う災害への対応について

イオン少額短期保険株式会社

令和 6 年 12 月 28 日からの大雪に伴う災害より被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

イオン少額短期保険では、下記の窓口におきまして、ご契約者さまの皆さまからのお問い合わせ、被害のご相談・ご連絡を承っておりますのでご案内申し上げます。

◎災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいの皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施します。また、本災害に関する保険金等の請求には、地方自治体が交付する罹災証明書は原則必要ありませんが、一部保険商品によっては、罹災証明書が必要となる場合がありますのでご注意ください。これらの措置の適用をご希望されるお客さまは、下記の弊社窓口までご連絡ください。

◇弊社担当窓口：0120-953-856 受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始休み）

適用都道府県	適用地域	法適用日
【青森県】	青森市 （あおもりし） 弘前市 （ひろさきし） 黒石市 （くろいしし） 五所川原市 （ごしょがわらし） 平川市 （ひらかわし） 南津軽郡藤崎町 （みなみつがるぐんふじさきまち） 南津軽郡大鰐町 （みなみつがるぐんおおわにまち）	2025 年 1 月 4 日

適用都道府県	適用地域	法適用日
	南津軽郡田舎館村 (みなみつがるぐんいなかだてむら) 北津軽郡板柳町 (きたつがるぐんいたやなぎまち) 北津軽郡鶴田町 (きたつがるぐんつるたまち)	

以上